

分科会の趣旨

3.11 東日本大震災の発生以降、様々な地域において大きな地震の連動発生や異常気象による自然災害がもたらす被害が一段と危惧されている。また、交通事故や不審者犯罪をはじめとして子どもが被害者となる事故・事件の発生、さらには、新しい感染症や児童虐待、携帯電話やインターネットに関わる犯罪といった新しいリスクの顕在化等、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し深刻さを増している。

こうした現状において、学校には、安心・安全な教育環境を確保するとともに、安全に関わる知識、危険予測・回避能力等を子どもたちに育んでいく安全教育に取り組むことが求められている。加えて、子どもたちに予測できない事態が起こった時、当面する課題に向き合い、自ら判断し行動できる力を身に付けることができるようにすることも求められている。

そのため、校長は、組織的かつ計画的に組み立てた教育活動を基盤に、家庭・地域・関係機関と連携・協働を図りながら、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。本分科会では、子どもたちの安心・安全を確保し、家庭・地域・関係機関と連携し対応する体制づくりや命を守る防災教育・安全教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 自ら判断・行動できる子どもを育てる防災教育・安全教育の推進

学校は子どもたちが安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。そこで、学校では、子どもの安全を確保するための防災・安全についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る」「自ら判断して行動できる」といった視点を大切にし、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測・回避能力を育んでいくことが求められている。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害や事件・事故等から自らの命を守る危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できる力を身に付けることができるための防災教育・安全教育を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 家庭・地域等との連携を図った組織的かつ計画的な防災教育・安全教育の推進

学校は、子どもの安全を確保するために最大限の努力をすることが求められている。しかし、学校だけの取組では、課せられた役割を全うするのに限界があり、家庭・地域・関係機関との連携や協働がより重要となってくる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組の推進が必要となる。

このような視点から、家庭・地域等との連携を図った組織的かつ計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第9分科会 「学校安全」

研究課題 「命を守る防災教育・安全教育の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害、ネットトラブルなど、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風、局地的大雨などによる重大な自然災害の発生が懸念される。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の3つの主要な活動から構成され、「生活安全」・「交通安全」・「災害安全(防災)」の3つの領域からなっている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者等により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとなっている。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全が対象である。「災害安全(防災)」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれている。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが求められている。安全教育は、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要であり、特に、子どもの安全を確保するためには、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要がある。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に引き上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

各学校においては、子どもの時期から自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育への取組を行う必要がある。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識のみならず実践的な防災教育も重要となっている。

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組の推進が必要となる。

校長は、防災教育・安全教育の目標を実現するために基本的な方針を明らかにして指導計画を立て、意図的、計画的に推進していくとともに、校内での協力体制を確立し、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図っていかなければならない。

2. 「研究主題」を究明する視点

(1) 自ら判断・行動できる子どもを育てる防災教育・安全教育の推進

- ・安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図る学習指導の推進
- ・基礎的・基本的な知識・技能を活用した危険予測・危険回避能力の育成

(2) 地域との連携を図った意図的・計画的な取組の推進

- ・家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図るための意図的・計画的な取組の在り方
- ・家庭や地域の関係機関・団体等との連携を図った具体的な取組の推進

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「学校保健安全法」

平成21年4月 改正施行

第3章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（改定）

平成22年3月 文部科学省

地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集

平成22年3月 文部科学省

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き

平成24年3月 文部科学省

「生きる力」を育む防災教育の展開（H25年3月改定）

文部科学省

はじめに（抜粋）

近年の自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されている。こうした現状を踏まえ、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設を整備すること、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進することが不可欠である。

学校における安全教育は、児童生徒等の生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものであることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与することも期待される。こうしたことから、中長期的な視点で考えた場合、学校教育において安全に関する指導を行うことは、次代の安全文化を構築するという意義も担っている。

これまで、学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、平成24年に学校安全の推進に関する計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、各般の措置を講じてきた。その結果、特に防災教育を中心として安全教育の重要性に関する関係者の認識が高まり、学校における先進的な取組が進展してきている。一方、安全教育に関する意識や取組については、地域や学校、教職員による差もあり、いまだ取組が十分とは言えない地域や学校も見られる。また、第1次計画策定以降に安全に関する新たな課題も生じていることや、平成23年3月に発生した東日本大震災から6年が経過し、時間の経過とともに震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することも危惧されている。

第2次学校安全の推進に関する計画は、これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな5年間（平成29年度から平成33年度まで）における施策の基本的方向と具体的な方策について明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すことが必要である。

Ⅲ. 学校安全を推進するための方策

2. 安全に関する教育の充実方策

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

<課題・方向性>

- 第1次計画においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体において行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることが学校に求められる第一の役割として挙げられている。

具体的には、

- i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

など、発達段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが目標とされている。特に、日常生活においても、状況を適切に判断し最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育の重要性とともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」だけでなく、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの教育の重要性が指摘されている。さらに、これらを実現するため、教科等を横断する総合的な指導計画の下、系統的・体系的に安全教育を行うことにより、安全教育の質・量の両面での充実を図ることや、国が各教科等における安全

に関する指導内容を整理して提示することなどの必要性が提起されている。

第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議計画について

第2部 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

平成29年9月19日 中教審教育振興基本計画委部会

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

（測定指標候補）

- ・ 公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする。
 - ・ 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
 - ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減
 - ・ 国立大学等における耐用年数を大幅に超過したライフラインのうち配管配線の未改修量の計画的な縮減
 - ・ 私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）
 - ・ 私立学校の寄附文化の醸成（税額控除等寄附金税制を活用する私立学校の割合を向上）
- 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
- ・ 公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を推進する。また、国立大学等について、第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施する。また、私立学校について、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了及び、屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了や、非構造部材の耐震対策等防災機能強化を推進する。
- 学校における教材等の教育環境の充実
- ・ 「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」等に基づく教材の整備を推進する。また、学校図書標準の達成に向けた図書の整備や新聞の配備、司書教諭の養成や学校司書の配置に対する支援のほか、学校図書館ガイドラインや学校司書のモデルカリキュラムの周知により、地域ボランティア等を活用しつつ、学校図書館の整備充実を図る。

平成28年度 文部科学白書2016

第2部 第4章 第11節 3 学校安全の推進

平成29年8月7日

3 学校安全の推進

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全を取り巻く様々な課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるため、文部科学省では、24年4月、「学校安全の推進に関する計画」を策定しました。この計画期間が28年度で終了することから、中央教育審議会での議論を経て、学校安全の推進の方向性として目指すべき姿や施策目標を明示した上で、新たに、学習指導要領の改訂等を踏まえた安全教育の充実方策や、第1次計画策定後の新たな安全上の課題への対応等を盛り込んだ「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定しました（29年3月24日閣議決定）。今後は、同計画に基づき、学校安全の取組を推進することとしています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため、安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器（AED）の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、学校における安全教育や安全管理の充実に資するため、教職員向け学校安全資料を作成しています。このほか、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を促すとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を促すなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

また、学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成 26 年度から 27 年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を 28 年 3 月に取りまとめました。

さらに、現下の国際情勢が一段と厳しさを増している中、各教育委員会等に対して、国民保護計画も踏まえた体制整備を図るとともに、これまで実施していた避難訓練と併せ、国民保護法に規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、各地方公共団体の危機管理担当部局と連携して推進するなど、更なる学校安全管理体制の充実に努めるよう促しています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。先進事例として、例えば、セーフティプロモーションスクールの取組が挙げられます。

また、文部科学省では、平成 17 年度から学校安全ボランティアを活用した地域ぐるみでの学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。例えば、警察官 OB 等がスクールガード・リーダーとして学校を巡回したり、学校安全ボランティアに対して警備のポイントなどを指導したりするなどの各地域における子供の見守り活動に関する取組を支援しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、学習指導要領の改訂などを踏まえ、学校における安全教育の教職員用の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成 22 年 3 月改訂）、「『生きる力』を育む防災教育の展開」（25 年 3 月改訂）ほか、各種の教職員用の資料や教材を作成し、これらの活用を促しています。また、「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」において、各学校における交通安全や防犯を含めた実践的な安全教育を支援しています。

さらに、各地方公共団体や学校において、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成 28 年 4 月から運用しています。